

個人情報保護に関する条例

平成 8 年 10 月 9 日 条例第 24 号
平成 22 年 3 月 19 日 最終改正

個人情報保護に関する条例をここに公布する。

個人情報保護に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）
- 第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の取扱い（第 6 条 - 第 12 条）
 - 第 2 節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第 13 条）
 - 第 3 節 個人情報の開示（第 14 条 - 第 27 条）
 - 第 4 節 個人情報の訂正（第 28 条 - 第 35 条）
 - 第 5 節 個人情報の利用停止（第 36 条 - 第 41 条）
 - 第 6 節 不服申立て（第 42 条 - 第 51 条）
 - 第 7 節 雑則（第 52 条 - 第 56 条）
- 第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第 57 条 - 第 64 条の 3）
- 第 4 章 雑則（第 65 条 - 第 66 条）
- 第 5 章 罰則（第 67 条 - 第 72 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され得る個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (6) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (7) 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 収集目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 収集目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき又は審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
 - (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
 - (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供するとき。
 - (5) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- (オンライン結合による提供の制限)

第8条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに対し、個人情報を提供するときは、次の各号に該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。

(3) インターネットにおける実施機関のウェブサイトにて個人情報を掲載することにより提供するとき。
2 前項の規定により個人情報を提供する場合においては、実施機関は、個人情報の保護のための必要な措置を講じなければならない。

(提供先に対する措置の要求)

第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第11条 実施機関の職員は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託等に伴う安全確保の措置等)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの(以下「個人情報取扱事務受託者等」という。)は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (2) 個人情報取扱事務の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報を収集する根拠
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の主な収集先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
- (3) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務

4 第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第2項各号に掲げる事項の一部又は全部を登録することで、個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項の一部又は全部を登録しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第3節 個人情報の開示

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする個人情報(公文書に記録されている個人情報に限る。以下「保有個人情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

い。

(開示請求の手續)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項本文の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第24条第1項において同じ。)の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「開示請求者の評価等」という。)に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない情報

(6) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)(以下「警察官等」という。)の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であつて、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則(実施機関が警察本部長である場合にあつては、公安委員会規則)で定めるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて、開示をしなければならない。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の収集目的及び開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該収集目的については、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は不開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 開示決定及び不開示決定(以下これらを「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日(第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をしようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条及び第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、自己が当該保有個人情報に係る開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 5 前項の規定による申出は、第20条第1項の規定による通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(簡易な開示)

第26条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

- 2 前項の規定により、口頭による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第20条から第24条までの規定にかかわらず、直ちに、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示の方法は、前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第27条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第25条

第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第4節 個人情報の訂正

（訂正請求権）

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第25条第1項又は第26条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。

（訂正請求の手續）

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定（以下「訂正決定」という。）をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定（以下「不訂正決定」という。）をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、不訂正決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第32条 訂正決定及び不訂正決定（以下これらを「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があつた日から60日（第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等を行わないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

（訂正決定等の期限の特例）

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限
- 2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があったものとみなすことができる。
(事案の移送)
- 第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をしようとする実施機関は、あらかじめ、訂正請求者の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。
(保有個人情報の提供先への通知)
- 第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
第5節 個人情報の利用停止
(利用停止請求権)
- 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第6条各項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第7条又は第8条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(利用停止請求の手續)
- 第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の利用停止義務)
- 第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(利用停止請求に対する措置)
- 第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定（以下「利用停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定（以下「利用不停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用不停止決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第40条 利用停止決定及び利用不停止決定（以下これらを「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から60日（第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

（利用停止決定等の期限の特例）

第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

第6節 不服申立て

（審議会への諮問）

第42条 開示決定等（第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。）訂正決定等（第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。）又は利用停止決定等（第40条第3項又は前条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条第2項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（裁決又は決定）

第44条 諮問庁は、審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

2 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第45条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関して、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。（意見の陳述）

第46条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第47条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第48条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第45条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第46条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出された意見書等の閲覧等）

第49条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として実施機関の規則で定める行為。以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第50条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第51条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第7節 雑則

（秘密を守る義務）

第52条 審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（他の制度との調整等）

第53条 この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する統計調査によって集められた保有個人情報

(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報

(3) 統計法第16条の規定により同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行う場合において国から提供を受けた同法第10項に規定する行政記録情報に含まれる保有個人情報

- 2 この章の規定は、兵庫県立図書館その他の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている保有個人情報については、適用しない。
- 3 第3節から前節までの規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定を適用しないとされている保有個人情報については、適用しない。
- 4 他の法令等又は実施機関の定める規程により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を第25条第1項又は第26条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、第28条第1項の規定を適用する。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第54条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第55条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(費用の負担)

第56条 次の各号に掲げる写しの交付を受けるものは、それぞれ当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるもの
- (2) 第49条第1項の意見書又は資料の写しの交付を受けるもの

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱指針)

第57条 知事は、審議会の意見を聴いて、事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針(以下「個人情報取扱指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 個人情報取扱指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集に関する事項
- (2) 個人情報の利用及び提供に関する事項
- (3) 個人情報の適正な管理に関する事項
- (4) 個人情報の開示及び訂正に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

(事業者の遵守事項)

第58条 事業者は、個人情報取扱指針に即して個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 事業者は、第6条第5項各号に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

(指導又は助言)

第59条 知事は、事業者に対し、個人情報取扱指針に即して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導又は助言を行うものとする。

(説明又は資料提出の要求)

第60条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告又は公表)

第61条 知事は、事業者が前条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

(苦情相談の処理)

第62条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(県の出資法人の講ずべき措置)

第63条 県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人のうち実施機関が定めるものは、第58条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要

な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第64条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

(適用除外)

第64条の2 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第59条から第61条までの規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(知事の権限の行使の制限)

第64条の3 知事は、事業者が前条各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第65条 知事は、毎年この条例の運用状況を公表するものとする。

(補則)

第66条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関の規則で、事業者が取り扱う個人情報の保護については規則で定める。

第5章 罰則

第67条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第68条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第69条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第70条 第52条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第71条 第67条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第72条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示又は第26条第3項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項第6号、同条第4項ただし書、第7条第4号、第8条第2項及び第30条第1項の規定(審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。)第38条の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第13条第2項の規定の適用については、「を開始しようとするときは、あらかじめ、」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 3 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表公文書公開審査会の項の次に次のように加える。

個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）による個人情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
-----------	--

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2の次に次の1条を加える。

(44)の3 個人情報保護審議会

別表第1 公文書公開審査会の項の次に次のように加える。

個人情報保護審議会	会 長	日 額	15,500円
	委 員	日 額	12,500円

別表第2 公文書公開審査会の委員の項の次に次のように加える。

個人情報保護審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当職
--------------	---------------------

附 則（平成12年3月28日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の個人情報の保護に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の個人情報の保護に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成12年12月21日条例第58号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第19号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 施行日前に前項の規定による改正前の個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の個人情報の保護に関する条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後同項の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する病院事業の管理者（以下この項及び次項において「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により管理者がした処分その他の行為とみなす。

- 8 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成16年3月26日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第1項又は第21条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の個人情報の保護に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項又は第28条第1項の規定による請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第27条第1項の規定による申出については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第26条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第42条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

- 5 第1項及び前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた

処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第62号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2号の改正規定（「知事」の右に「、議会」を加える部分に限る。） 平成17年7月1日

(2) 第2条第2号の改正規定（「監査委員」の右に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。）、第6条第3項及び第5項並びに第7条の改正規定、第8条の改正規定（同条第1項第2号に係る部分に限る。）、第13条の改正規定、第16条第7号（同号イ及びオを除く。）の改正規定（「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める部分を除く。）並びに第53条の改正規定 平成18年4月1日

（経過措置）

- 2 改正後の個人情報の保護に関する条例第16条及び第24条第1項の規定は、この条例の施行の日（同条例第16条第7号（警察官その他の公務員の氏名に係る部分に限る。）の規定にあっては、前項第2号に規定する日）以後にされた開示請求（同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、これらの日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月17日条例第49号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第10号）（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。（後略）

（個人情報の保護に関する条例及び情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧審議会等の委員であった者がこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。